

2 琴情答申第 1 号
令和 2 年 11 月 11 日

琴平町長 片岡 英樹 様

琴平町情報公開審査
会長 宮本 和



答 申 書

貴職からの以下の諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 町長

諮問日 令和 2 年 2 月 28 日 (元琴総発第 154 号)

事件名 令和 2 年 1 月 6 日付元琴総発第 124 号による行政文書非公開決定処分に
関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、令和 2 年 1 月 6 日付けで行った行政文書不存在のため非公開とした判断は妥当である。

第 2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、琴平町情報公開条例 (平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、琴平町長に対して、令和元年 12 月 16 日付けで、次の内容の行政文書 (以下「本件対象文書」という。) の公開請求 (以下、「本件請求」という。) を行った。

「平成 6 年 8 月臨時会 琴平町議会会議録 (委員長報告) 記載事実、における、当該課長こと、大西一成が、水道課長在任期間中の、額面 1 千万円以上の同事業会計からの出金の内容を確認できる資料の全て。即ち、請負契約書、請求書、振込書、領収書を含む出納記録、及び指定金融機関の通帳及び取引履歴などの全て。尚、通帳の存在の有無に関わらず、取引履歴は公開しなければならない。また、金融機関の取引履歴の保管は、一般的に十年などと云われているが、実際には全ての金融機関が全部保管しており、琴平町水道事業会計における指定金融機関である J A 香川県においては、全部保管している事実につき、先の「不正借入金なる事件」にて証明されている。又、別紙のとおり、本件請求の文書の全ては、琴平町が保有している事実が揺るぎない。」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和2年1月6日付けで、行政文書不存在のため非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年1月17日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、非公開の理由が虚偽、詐欺であり、実施機関は資料を取り寄せる道義的責任があることから、本件処分を取り消し、本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 本件請求は、実施機関からの依頼により自治会要望から情報公開請求へと移行したため、実施機関には真摯に対応し、回答する義務がある。
- (2) 請求対象文書を香川県広域水道企業団（以下「水道企業団」という。）に移管したとした実施機関による非公開決定（元琴総発第101号）と水道企業団に移管されていないとした水道企業団による非公開決定（令和元年12月13日）とで齟齬が認められ、いずれかの一方が虚偽である。
- (3) 実施機関は、本件対象文書を取り寄せ、公開を行わなければならない。

第4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

- (1) 情報公開制度は保有していない行政文書について新たに実施機関に対して作成、公開させることまで認めたものではない（情報公開条例第2条第2項、第5条）ため、審査請求人の主張する回答義務と本件処分とは無関係である。
- (2) 審査請求人が水道企業団の決定と齟齬があるとしている決定（元琴総発第101号）は、本件処分（元琴総発第124号）とは別の事案で請求内容も異なる。また、当時の水道課の一切の権限は保有している文書も含めて現在の水道企業団に承継しているが、水道企業団による非公開決定（令和元年12月13日）の趣旨について水道企業団に確認したところ、当該非公開決定に係る請求対象文書は水道企業団発足時には既に廃棄されており、存在するにもかかわらず引き継がれなかったわけではないという回答を得ている。よって審査請求人のいう「いずれかの一方は虚偽である」という主張はあたらない。
- (3) 当時の水道課は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づく組織であり、

琴平町水道事業管理規程（昭和43年水管規程第2号。後に「琴平町上下水道課の組織及び事務処理規程」に名称変更。以下「水道事業管理規程」という。）及び琴平町水道事業会計規程（昭和43年琴平町水管規程第9号。以下「水道事業会計規程」という。）に基づき文書管理（会計書類を含む。）を独自で行っていた。したがって、実施機関が当該文書を当時の水道課から取得する権限、義務はなく、現に取得していない。

(4) 本件対象文書が存在するとすれば、当時の水道課の事務を承継している水道企業が保有していることとなるが、本件対象文書の存否について水道企業団に確認したところ、当該文書は保有していないとの回答を得ている。

(5) よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

当審査会に提出された関係書類並びに当審査会に対して行われた審査請求人及び実施機関の主張によれば、本件処分で実施機関が本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性が争点となる。

2 本件処分で実施機関が本件対象文書を保有していないとした判断の妥当性について

(1) ア 本件請求は、平成6年8月臨時会会議録における当時の水道課長が額面1千万円以上の水道事業会計からの出金内容の確認できる資料の全てとなっている。

イ 当時の水道課は、地方公営企業法に基づく組織であり、水道事業管理規程及び水道事業会計規程に基づき文書管理を独自で行っており、実施機関が文書を取得する権限も義務もないこと、また、当時の水道課が保有していた文書は、保存期間が満了したものは廃棄され、水道企業団発足時に存在していたものは全て同企業団に承継されていること、実施機関が水道企業団に確認したところ本件対象文書を保有しておらず文書自体が存在しないという回答を得たこと、実施機関は当時の水道課又は水道企業団から本件対象文書を取得していないこととする実施機関の説明に不自然、不合理である点は認められない。

ウ 実施機関に本件対象文書の作成、取得について、実施機関に法令上、例規上義務付けられているとは認められない。

(2) よって、本件処分で本件対象文書を保有していないとした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書において、審査請求を1月17日付けで行っており、弁明書は同月31日までが提出期限であると主張する。

しかし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）における弁明書の作成期限は、同法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項において「相当の期間内」に作成するとされており、提出期限が14日とする審査請求人の主張はあたらない。

審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも情報公開に直接関係せず当審査会で審議すべき事項ではなく、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和2年 2月 28日 諮問（元琴総発第154号）の受理
- (2) 令和2年 4月 2日 審議
- (3) 令和2年 7月 15日 審議

以上